

「公立保育園の運営方法の見直しについて」に対する
市の考え方について

いただいた5点のご要望に対する市の対応については、現在修正作業中の「新たな保育業務の見直し方針（案）【修正版】」の中に、以下のように組み込む方向で準備を進めています。

1. 子どもを第一に考えた、対象園の在園児・保護者への対応について、段階的縮小が開始された後も、保護者と市が話し合える場を設置すること

(修正案)

今後も、段階的縮小期間における対象園の運営及び取組については、該当園または公立保育園運営協議会にて、定期的に説明、報告及び懇談の場を設ける旨、記載を追加。

2. 方針案の中でも時期が定まっていないわかたけ保育園については、もし募集を停止する場合には、少なくとも募集を停止する年度の前々年度以前から、在園児の保護者に対して説明すること

(修正案)

わかたけ保育園保護者への説明については、遅くとも段階的縮小開始年度の前々年度から実施する旨、記載を追加。

3. くりのみ保育園とさくら保育園は、段階的縮小が開始されれば年々子どもが少なくなっていくことから、児童定員の上限まで募集を行い、少しでも多くの子どもが入園・在園できる環境を整えること

(修正案)

原則として、定員上限まで募集していくことを明記。

4. 該当園の保護者の選択肢を広げるために、転園にあたっての優遇措置を設けるとともに、適用時期については、実際に定員を減らす時期を待たず、方針決定後速やかに年度途中から適用すること

(修正案)

令和5年4月よりも前から適用していくこととし、時期を含めて明記。

5. 小金井保育園とけやき保育園は、既に策定している計画等に基づき、適切な時期に改修計画の策定や必要な予算の確保を行うこと

(修正案)

小金井保育園及びけやき保育園の2園維持を堅持することを追加。